

都城市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

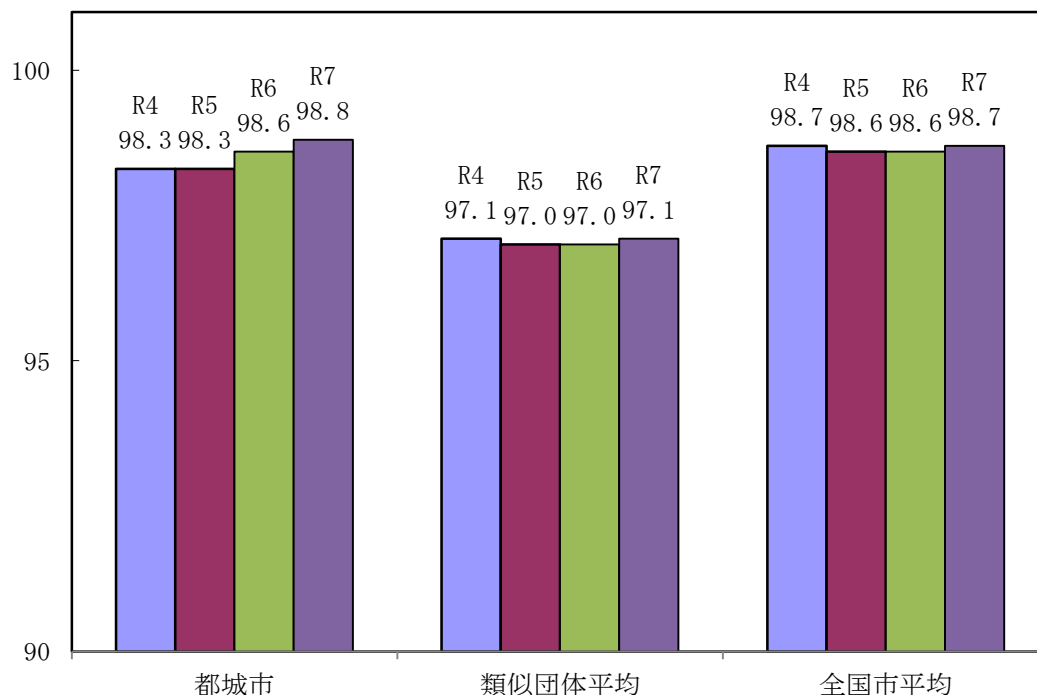
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 162,559	千円 134,705,582	千円 1,565,524	千円 14,091,130	% 10.5	% 9.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)一般市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 1,276	千円 5,080,256	千円 1,071,940	千円 2,056,480	千円 8,208,676	千円 6,433	千円 6,129

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況

【【概要】 国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の高なりの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

1) 給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行うとともに、8級に隣接する級間での給料月額の高なりの解消等を実施。

2) 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準20%に対し、都城市においても20%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日

(参考)

	各年度支給割合						
	平成26年度 の 支給割合	平成27年度 の 支給割合		平成28 年度	平成29 年～令 和4年度	令和5年 度	令和6年 度
		4.1時点	遡及改定後				
国の支給割合	18/100	18/100	18.5/100	20/100	20/100	20/100	20/100
都城市の支給割合	18/100	18/100	18.5/100	20/100	20/100	20/100	20/100

③その他手当の見直し

扶養手当、通勤手当、及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
都城市	41.3 歳	329,522 円	404,940 円	356,008 円
宮崎県	42.2 歳	320,500 円	388,111 円	344,893 円
国	41.9 歳	332,237 円	414,480 円	- 円
類似団体	41.4 歳	318,651 円	382,746 円	347,842 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
都城市	47.1 歳	35 人	354,074 円	381,778 円	375,371 円
うち清掃職員	47.4 歳	18 人	358,728 円	393,368 円	386,306 円
うち用務員	59.0 歳	1 人	387,000 円	414,200 円	410,000 円
うち自動車運転手	0.0 歳	0 人	0 円	0 円	0 円
宮崎県	53.7 歳	140 人	309,925 円	366,087 円	341,488 円
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	337,907 円	— 円
類似団体	52.7 歳	45 人	306,149 円	339,336 円	322,347 円

区分	民間			参考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
都城市	—	—	—	—
うち清掃職員	廃棄物処理業	48.0 歳	320,600 円	1.23
うち用務員	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.0 歳	251,000 円	1.65
うち自動車運転手	乗用自動車運転者 (タクシー運転者を除く)	62.1 歳	192,300 円	0.00

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員	民間	C/D
	(C)	(D)	
都城市	—	—	—
うち清掃職員	6,362,765 円	4,457,900 円	1.43
うち用務員	6,896,550 円	3,395,700 円	2.03
うち自動車運転手	0 円	2,616,100 円	0.00

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(令和4年～令和6年の3ヵ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職（幼稚園）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
都城市	48.0 歳	341,850 円	420,347 円	353,350 円
宮崎県	41.6 歳	366,616 円	424,360 円	— 円
類似団体	— 歳	— 円	— 円	— 円

④税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
都城市	38.5 歳	308,485 円	415,642 円	328,215 円
宮崎県	42.9 歳	320,286 円	397,080 円	363,282 円
国	41.3 歳	364,188 円	442,129 円	— 円
類似団体	38.4 歳	297,902 円	373,985 円	319,733 円

⑤看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
都城市	36.1 歳	295,611 円	355,067 円	315,406 円
宮崎県	40.4 歳	327,209 円	400,599 円	356,924 円
国	48.2 歳	333,346 円	375,323 円	— 円
類似団体	38.4 歳	297,902 円	373,985 円	319,733 円

⑥福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
都城市	39.9 歳	312,183 円	357,036 円	323,748 円
宮崎県	39.6 歳	324,581 円	430,599 円	363,474 円
国	44.2 歳	346,980 円	395,165 円	— 円
類似団体	42.0 歳	287,956 円	325,530 円	300,704 円

⑦消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
都城市	41.1 歳	326,241 円	401,145 円	354,888 円
宮崎県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	— 歳	— 円	— 円	— 円
類似団体	41.8 歳	330,378 円	401,166 円	366,658 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		都城市	宮崎県	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	220,000 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	188,000 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	188,000 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	220,000 円	— 円	— 円
	高校卒	188,000 円	— 円	— 円
税務職	大学卒	220,000 円	— 円	— 円
	高校卒	188,000 円	— 円	— 円
看護・保健職	大学卒	220,000 円	— 円	— 円
	高校卒	188,000 円	— 円	— 円
福祉職	大学卒	220,000 円	— 円	— 円
	高校卒	188,000 円	— 円	— 円
消防職	大学卒	220,000 円	— 円	— 円
	高校卒	188,000 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和7年4月1日現在）

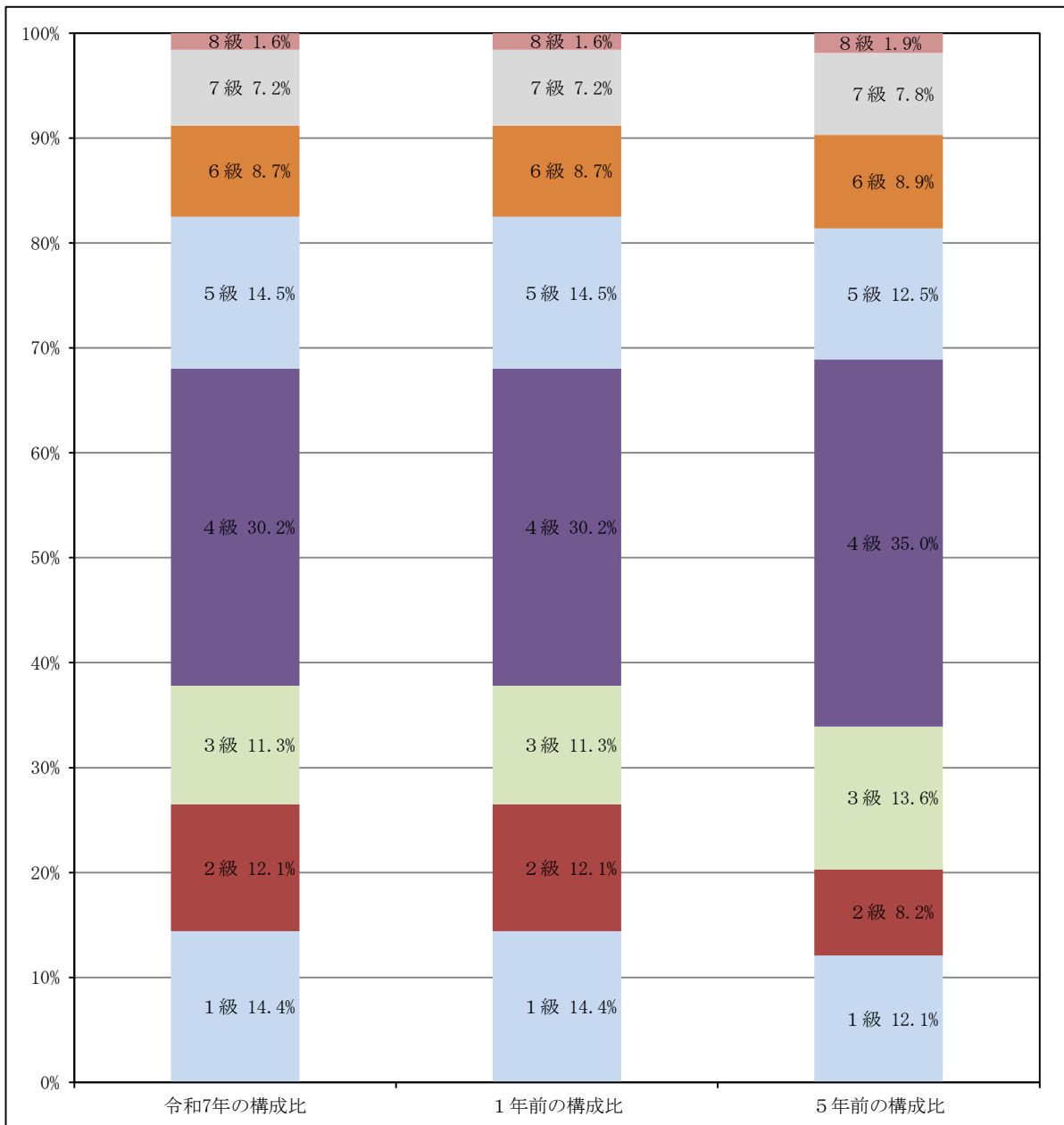
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	274,986 円	350,285 円	381,975 円	417,735 円
	高校卒	246,830 円	324,850 円	360,955 円	385,728 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	354,300 円	373,450 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
教育職 (幼稚園)	大学卒	366,700 円	- 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
税務職	大学卒	281,200 円	351,520 円	386,600 円	396,000 円
	高校卒	- 円	- 円	363,700 円	374,600 円
看護・保健職	大学卒	271,250 円	- 円	388,700 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
福祉職	大学卒	277,550 円	- 円	- 円	- 円
	高校卒	265,300 円	316,300 円	354,300 円	378,900 円
消防職	大学卒	278,800 円	359,033 円	388,700 円	431,300 円
	高校卒	240,700 円	331,300 円	358,575 円	388,700 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

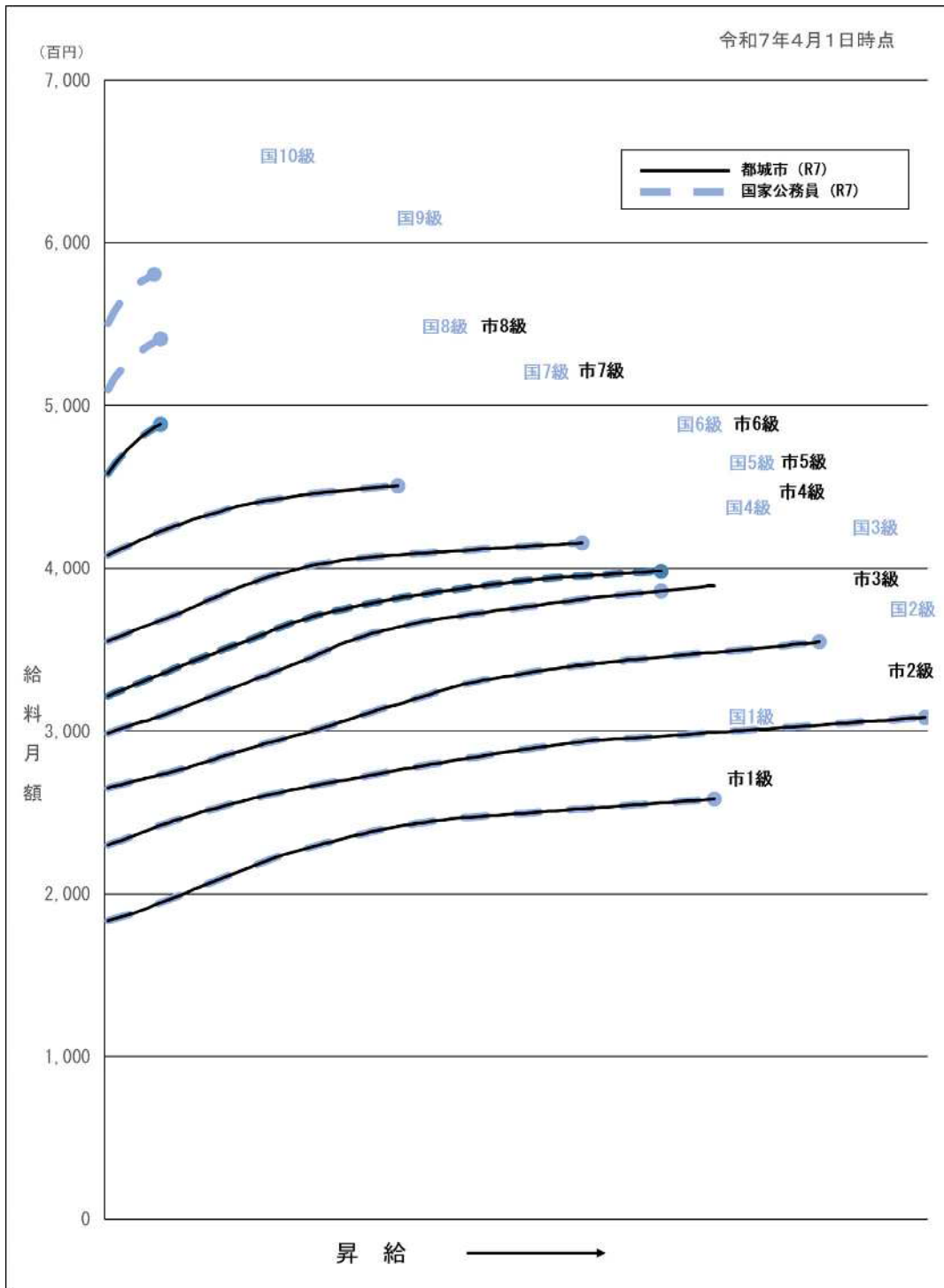
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事又は技師の職務	144人	15.2%	183,500円	258,100円
2級	主任主事又は主任技師の職務	119人	12.6%	230,000円	308,500円
3級	主査の職務	115人	12.1%	265,300円	354,700円
4級	副主幹の職務	266人	28.1%	298,800円	389,300円
5級	主幹の職務	135人	14.3%	321,300円	398,200円
6級	副課長の職務	81人	8.6%	355,200円	415,700円
7級	課長の職務	70人	7.4%	408,300円	450,900円
8級	部長の職務	17人	1.8%	458,300円	488,500円

- (注) 1 都城市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を実施した				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	-		-	
ロ. 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

都城市	宮崎県	国
1人当たり平均支給額（6年度） 1,485 千円	1人当たり平均支給額（6年度） 1,656 千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分(1)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分(1)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分(1)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を実施した				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給実績がある成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	-		-	
ロ. 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

都城市				国			
（支給率）		自己都合	勸奨・定年	（支給率）		自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算）			
1人当たり平均支給額 5,907 千円 22,156 千円							

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		3,218 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		643,716 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
東京都特別区	20.0 %	5 人	20.0 %

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		7,862 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		48,237 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		12.8 %		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職	主な支給対象業務	支給実績（令和5年度）	左記職員に対する支給単価
夜間特殊業務手当	消防局の職員	交代制勤務に従事する職員が、午後10時から翌日の午前5時までの間に正規の勤務に従事したとき	7,862千円	1回 650円
出勤手当	消防局の職員	災害及び緊急業務に従事したとき		1回 200円

(5) 時間外勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	644,451 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	600 千円
支給実績（令和5年度決算）	597,496 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	565 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当 ①配偶者 3,000円 ※行政職俸給表（一）8級以上職員等の場合支給されない ②孫・弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者 1人につき6,500円 ※行政職俸給表（一）8級以上職員等の場合、支給額は3,500円 ③満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子 11,500円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算	同じ	—	168,073 千円	251,985 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
住居手当	<p>自ら居住するための住宅若しくは単身赴任手当を支給され配偶者等の居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃若しくは間代を支払っている職員に支給される手当 (職員の居住する借家・借間)</p> <p>①月額23,000円以下の家賃の場合 家賃-12,000円(ただし支給額3,000円未満の場合は3,000円支給)</p> <p>②月額23,000円を超える家賃の場合 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円(ただし支給限度額27,000円)</p> <p>(配偶者等の居住する借家・借間)</p> <p>「職員の居住する借家・借間」による算出される額の2分の1の額</p>	同じ	—	105,956 千円	264,230 円
通勤手当	<p>通勤のため、通勤機関等を利用しその運賃等を負担すること、自動車等を使用することなどを常例とする職員に支給される手当 (普通交通機関等の利用者)</p> <p>支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(ただし、1箇月当たりの支給限度額は55,000円)</p> <p>(自動車等の使用者)</p> <p>片道 2km以上 2,000円~38,700円</p>	同じ	—	66,662 千円	56,831 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給される手当</p> <p>①部長級 82,200円 ②課長級 66,400円 ③副課長級 33,200円</p>	異なる	国と支給区分及び支給額が違う	116,046 千円	607,573 円
管理職員 特別勤務手当	<p>管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日等若しくは平日(午後10時~午前5時)に勤務した場合に支給される手当</p> <p>①部長相当職 8,500円 ②課長相当職 7,000円 ③副課長相当職 6,000円</p> <p>※ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額</p>	異なる	国と支給区分及び支給額が違う	1,402 千円	9,183 円
単身赴任手当	<p>公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員等に支給される手当 (支給額) 23,000円+加算額 (加算額) 片道 100km以上 6,000円~45,000円</p>	同じ	—	2,520 千円	360,000 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給料月額等		
給料	市長	940,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副市長 (総括担当)	755,000 円	1,050,000 円 /	940,000 円
	副市長 (事業担当)	675,000 円	863,000 円 /	715,000 円
報酬	議長	500,000 円	610,000 円 /	500,000 円
	副議長	420,000 円	547,000 円 /	420,000 円
	議員	400,000 円	517,000 円 /	400,000 円
期末手当	市長	(令和6年度支給割合)		
	副市長 (総括担当)	3.45	月分	
	副市長 (事業担当)	3.45	月分	
	議長	(令和6年度支給割合)		
	副議長	3.45	月分	
	議員	3.45	月分	
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長 (総括担当)	給料月額×在職月数×50/100	22,560,000 円	任期毎
	副市長 (事業担当)	給料月額×在職月数×30/100	10,872,000 円	任期毎
		給料月額×在職月数×20/100	6,480,000 円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における見込額である。

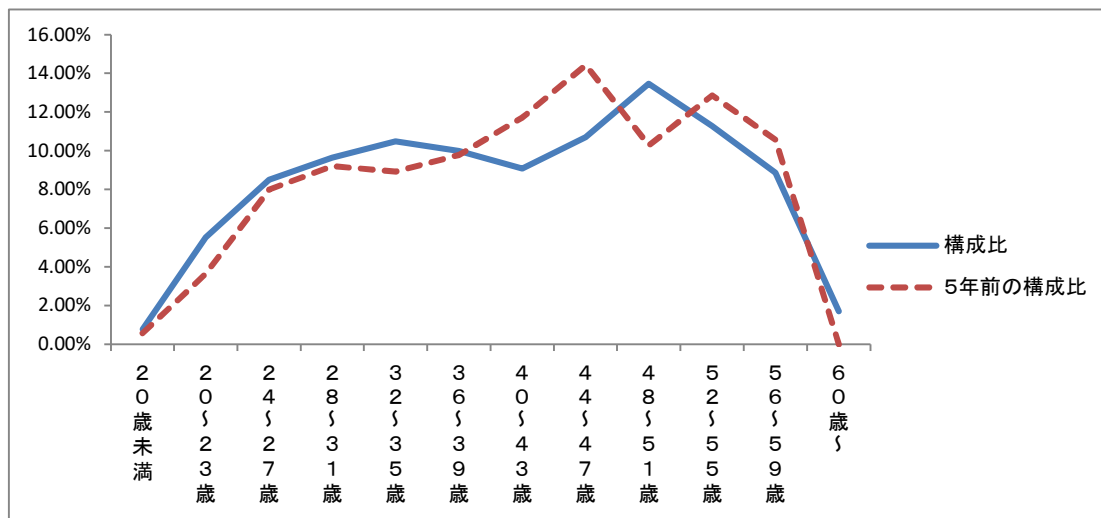
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
普通 会 計 部 門	議会	10	10	0	
	総務・企画	304	313	9	(増)国スポ・障スポ大会準備事務及び戸籍担当事務の体制強化
	一 税務	74	74	0	
	般 民生	182	185	3	(増)こどものあそびば整備事務及びこどもの居場所づくり事務の体制強化。幼稚園休園に伴う配置調整
	行政 衛生	88	88	0	(増)こども発達センターなどの体制強化 (減)ワクチン接種業務の縮小
	部 農林水産	106	105	▲1	(減)総合支所業務集約
	計 門 商工	64	69	5	(増)スポーツ部を新設し、スポーツ振興体制を強化。観光PR部を新設し、PR体制を強化
	部 土木	138	132	▲6	(減)総合支所業務集約、山之口運動公園整備一部終了
	門 計	966	976	10	<参考> 人口1万人当たり職員数 60.03人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 57.14人)
	教育部門	103	101	▲2	(減)幼稚園休園に伴う配置調整
	消防部門	185	183	▲2	(減)前倒し採用調整、退職による欠員
	小計	1,254	1,260	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 77.51人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 74.20人)
会 計 営 部 企 業 門	水道	52	53	1	(増)執行依頼事務の体制強化
	下水道	23	23	0	
	その他	78	75	▲3	(減)執行体制の見直し
	小計	153	151	▲2	
合計	1,407 [1,407]	1,411 [1,414]	4 [7]	<参考> 人口1万人当たり職員数 87.12人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	11人	78人	120人	136人	148人	141人	128人	151人	190人	159人	125人	24人	1,411人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	02年	03年	04年	05年	06年	07年	過去5年間
一般行政	938	942	951	958	966	976	38 (4.1%)
教育	114	112	102	102	103	101	▲ 13 (▲11.4%)
消防	187	186	184	185	185	183	▲ 4 (▲2.1%)
普通会計	1,239	1,240	1,237	1,245	1,254	1,260	21 (1.7%)
公営企業等会計	161	162	160	156	153	151	▲ 10 (▲6.2%)
総合計	1,400	1,402	1,397	1,401	1,407	1,411	11 (0.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
6年度	2,269,636	-42,210	254,207	11.2	12.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費76,156千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 5年度平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6年度	47	174,786	26,253	53,168	254,207	5,409	5,366

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
都城市	41.3 歳	331,137 円	530,429 円
他市町村	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業				都城市			
1人当たり平均支給額（6年度） 1,511 千円				1人当たり平均支給額（6年度） 1,446 千円			
(6年度支給割合)				(6年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.50 月分		2.10 月分		2.50 月分		2.10 月分	
(1.400) 月分		(1) 月分		(1.400) 月分		(1) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5～20%				・役職加算 5～20%			

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

水道事業				都城市										
（支給割合）		自己都合		勸奨・定年		（支給割合）		自己都合		勸奨・定年				
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	最高限度	47.709	月分	47.709	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）								
最高限度	47.709	月分	47.709	月分	1人当たり平均支給額	1,117 千円		20,353 千円		1人当たり平均支給額	5,907 千円		22,156 千円	

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 時間外勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	14,461 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	278 千円
支給実績（令和5年度決算）	16,333 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	320 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当 ①配偶者 3,000円 ※行政職俸給表（一）8級以上職員等の場合支給されない ②孫・弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者 1人につき6,500円 ※行政職俸給表（一）8級以上職員等の場合、支給額は3,500円 ③満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子 11,500円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算	同じ	—	4,387 千円	230,868 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
住居手当	<p>自ら居住するための住宅若しくは単身赴任手当を支給され配偶者等の居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃若しくは間代を支払っている職員に支給される手当 (職員の居住する借家・借間)</p> <p>①月額23,000円以下の家賃の場合 家賃-12,000円(ただし支給額3,000円未満の場合は3,000円支給)</p> <p>②月額23,000円を超える家賃の場合 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円(ただし支給限度額27,000円)</p> <p>(配偶者等の居住する借家・借間)</p> <p>「職員の居住する借家・借間」による算出される額の2分の1の額</p>	同じ	—	2,153 千円	215,300 円
通勤手当	<p>通勤のため、通勤機関等を利用しその運賃等を負担すること、自動車等を使用することなどを常例とする職員に支給される手当 (普通交通機関等の利用者)</p> <p>支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(ただし、1箇月当たりの支給限度額は55,000円)</p> <p>(自動車等の使用者)</p> <p>片道 2km以上 2,000円~38,700円</p>	同じ	—	1,510 千円	37,745 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給される手当</p> <p>①部長級 82,200円</p> <p>②課長級 66,400円</p> <p>③副課長級 33,200円</p>	異なる	国と支給区分及び支給額が違う	3,344 千円	668,720 円
管理職員 特別勤務手当	<p>管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日等若しくは平日(午後10時~午前5時)に勤務した場合に支給される手当</p> <p>①部長相当職 8,500円</p> <p>②課長相当職 7,000円</p> <p>③副課長相当職 6,000円</p> <p>※ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額</p>	異なる	国と支給区分及び支給額が違う	0 千円	0 円

(2) 簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占める職員給与費比率
6年度	千円 469,078	千円 -23,972	千円 42,928	% 9.2	% 9.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費17,583千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり	(参考) 5年度平均
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	一人当たり給与費
6年度	人 7	千円 26,636	千円 7,295	千円 8,997	千円 42,928	千円 6,133	千円 4,923

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
都城市	36.3 歳	296,288 円	480,961 円
他市町村	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		都城市	
1人当たり平均支給額（6年度） 1,530 千円		1人当たり平均支給額（6年度） 1,485 千円	
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400) 月分 (1) 月分		(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400) 月分 (1) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20 %		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20 %	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

水道事業				都城市										
（支給割合）		自己都合		勸奨・定年		（支給割合）		自己都合		勸奨・定年				
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	最高限度	47.709	月分	47.709	月分
最高限度	47.709	月分	47.709	月分	最高限度	47.709	月分	47.709	月分	その他の加算措置				
定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）				定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）				1人当たり平均支給額						
1人当たり平均支給額 - 千円				1人当たり平均支給額 5,907 千円				22,156 千円						

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 時間外勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	4,599 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	164 千円
支給実績（令和5年度決算）	4,558 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	162 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績		支給職員1人当たり
				(令和6年度決算)		平均支給年額
						(令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当 ①配偶者 3,000円 ※行政職俸給表（一）8級以上職員等の場合支給されない ②孫・弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者 1人につき6,500円 ※行政職俸給表（一）8級以上職員等の場合、支給額は3,500円 ③満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子 11,500円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算	同じ	—	1,384	千円	276,700 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
住居手当	<p>自ら居住するための住宅若しくは単身赴任手当を支給され配偶者等の居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃若しくは間代を支払っている職員に支給される手当 (職員の居住する借家・借間)</p> <p>①月額23,000円以下の家賃の場合 家賃-12,000円(ただし支給額3,000円未満の場合は3,000円支給)</p> <p>②月額23,000円を超える家賃の場合 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円(ただし支給限度額27,000円)</p> <p>(配偶者等の居住する借家・借間)</p> <p>「職員の居住する借家・借間」による算出される額の2分の1の額</p>	同じ	—	949 千円	237,300 円
通勤手当	<p>通勤のため、通勤機関等を利用しその運賃等を負担すること、自動車等を使用することなどを常例とする職員に支給される手当 (普通交通機関等の利用者)</p> <p>支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(ただし、1箇月当たりの支給限度額は55,000円)</p> <p>(自動車等の使用者)</p> <p>片道 2km以上 2,000円~38,700円</p>	同じ	—	358 千円	44,725 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給される手当</p> <p>①部長級 82,200円</p> <p>②課長級 66,400円</p> <p>③副課長級 33,200円</p>	異なる	国と支給区分及び支給額が違う	- 千円	- 円
管理職員 特別勤務手当	<p>管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日等若しくは平日(午後10時~午前5時)に勤務した場合に支給される手当</p> <p>①部長相当職 8,500円</p> <p>②課長相当職 7,000円</p> <p>③副課長相当職 6,000円</p> <p>※ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額</p>	異なる	国と支給区分及び支給額が違う	1 千円	6,000 円

(3) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占める職員給与費比率
6年度	千円 2,709,067	千円 40,433	千円 106,248	% 3.9	% 4.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費57,247千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり	(参考) 5年度平均
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	一人当たり給与費
6年度	人 19	千円 73,612	千円 8,130	千円 24,506	千円 106,248	千円 5,592	千円 5,267

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
都城市	40.7 歳	319,128 円	502,538 円
他市町村	44.6 歳	342,377 円	516,175 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		都城市	
1人当たり平均支給額（6年度） 1,471 千円		1人当たり平均支給額（6年度） 1,485 千円	
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400) 月分 (1) 月分		(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400) 月分 (1) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20 %		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20 %	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

水道事業				都城市										
（支給割合）		自己都合		勸奨・定年		（支給割合）		自己都合		勸奨・定年				
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	最高限度	47.709	月分	47.709	月分
最高限度	47.709	月分	47.709	月分	最高限度	47.709	月分	47.709	月分	その他の加算措置				
定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）				定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）				1人当たり平均支給額						
1人当たり平均支給額 - 千円				1人当たり平均支給額 5,907 千円				22,156 千円						

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 時間外勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	2,744 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	119 千円
支給実績（令和5年度決算）	2,033 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	88 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当 ①配偶者 3,000円 ※行政職俸給表（一）8級以上職員等の場合支給されない ②孫・弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者 1人につき6,500円 ※行政職俸給表（一）8級以上職員等の場合、支給額は3,500円 ③満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子 11,500円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算	同じ	—	1,932 千円	241,500 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
住居手当	<p>自ら居住するための住宅若しくは単身赴任手当を支給され配偶者等の居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃若しくは間代を支払っている職員に支給される手当 (職員の居住する借家・借間)</p> <p>①月額23,000円以下の家賃の場合 家賃-12,000円(ただし支給額3,000円未満の場合は3,000円支給)</p> <p>②月額23,000円を超える家賃の場合 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円(ただし支給限度額27,000円)</p> <p>(配偶者等の居住する借家・借間)</p> <p>「職員の居住する借家・借間」による算出される額の2分の1の額</p>	同じ	—	1,498 千円	299,600 円
通勤手当	<p>通勤のため、通勤機関等を利用しその運賃等を負担すること、自動車等を使用することなどを常例とする職員に支給される手当 (普通交通機関等の利用者)</p> <p>支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(ただし、1箇月当たりの支給限度額は55,000円)</p> <p>(自動車等の使用者)</p> <p>片道 2km以上 2,000円~38,700円</p>	同じ	—	760 千円	40,011 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給される手当</p> <p>①部長級 82,200円</p> <p>②課長級 66,400円</p> <p>③副課長級 33,200円</p>	異なる	国と支給区分及び支給額が違う	1,195 千円	597,600 円
管理職員 特別勤務手当	<p>管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日等若しくは平日(午後10時~午前5時)に勤務した場合に支給される手当</p> <p>①部長相当職 8,500円</p> <p>②課長相当職 7,000円</p> <p>③副課長相当職 6,000円</p> <p>※ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額</p>	異なる	国と支給区分及び支給額が違う	- 千円	- 円

(4) 農業集落排水事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占める職員給与費比率
6年度	千円 495,819	千円 0	千円 18,430	% 3.7	% 3.2

区分	職員数 A	給与費				一人当たり	(参考) 5年度平均
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	一人当たり給与費
6年度	人 4	千円 13,304	千円 1,539	千円 3,587	千円 18,430	千円 4,608	千円 4,212

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
都城市	35.3 歳	293,000 円	511,572 円
他市町村	- 歳	- 円	- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		都城市	
1人当たり平均支給額（6年度） 1,219 千円		1人当たり平均支給額（6年度） 1,485 千円	
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400) 月分 (1) 月分		(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400) 月分 (1) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20 %		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20 %	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

水道事業				都城市											
（支給割合）		自己都合		勸奨・定年		（支給割合）		自己都合		勸奨・定年					
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	最高限度	47.709	月分	47.709	月分	
最高限度	47.709	月分	47.709	月分	最高限度	47.709	月分	47.709	月分	その他の加算措置					
定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）				定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）				1人当たり平均支給額				5,907	千円	22,156	千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 時間外勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	1,021 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	170 千円
支給実績（令和5年度決算）	980 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	139 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当 ①配偶者 3,000円 ※行政職俸給表（一）8級以上職員等の場合支給されない ②孫・弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者 1人につき6,500円 ※行政職俸給表（一）8級以上職員等の場合、支給額は3,500円 ③満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子 11,500円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算	同じ	—	- 千円	- 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
住居手当	<p>自ら居住するための住宅若しくは単身赴任手当を支給され配偶者等の居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃若しくは間代を支払っている職員に支給される手当 (職員の居住する借家・借間)</p> <p>①月額23,000円以下の家賃の場合 家賃-12,000円(ただし支給額3,000円未満の場合は3,000円支給)</p> <p>②月額23,000円を超える家賃の場合 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円(ただし支給限度額27,000円)</p> <p>(配偶者等の居住する借家・借間)</p> <p>「職員の居住する借家・借間」による算出される額の2分の1の額</p>	同じ	—	420 千円	210,000 円
通勤手当	<p>通勤のため、通勤機関等を利用しその運賃等を負担すること、自動車等を使用することなどを常例とする職員に支給される手当 (普通交通機関等の利用者)</p> <p>支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(ただし、1箇月当たりの支給限度額は55,000円)</p> <p>(自動車等の使用者)</p> <p>片道 2km以上 2,000円~38,700円</p>	同じ	—	98 千円	32,800 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給される手当</p> <p>①部長級 82,200円</p> <p>②課長級 66,400円</p> <p>③副課長級 33,200円</p>	異なる	国と支給区分及び支給額が違う	- 千円	- 円
管理職員 特別勤務手当	<p>管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日等若しくは平日(午後10時~午前5時)に勤務した場合に支給される手当</p> <p>①部長相当職 8,500円</p> <p>②課長相当職 7,000円</p> <p>③副課長相当職 6,000円</p> <p>※ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額</p>	異なる	国と支給区分及び支給額が違う	- 千円	- 円